

養護盲老人ホーム 生目幸明荘

特定施設入居者生活介護

運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 社会福祉法人凌雲堂が設置する生目幸明荘特定施設入居者生活介護事業所の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 生目幸明荘は、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

2 生目幸明荘は、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、安定的かつ、継続的な事業運営に努める。

3 生目幸明荘は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称を「養護盲老人ホーム生目幸明荘」(以下「事業所」という)と称する。

(事業所の設置)

第4条 宮崎市大字跡江2366番地に事務所を配置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人凌雲堂とする。

(利用者の定員、及び居室数)

第6条 事業所の利用者定員、居室の数及び1の居室の定員は以下のとおりとする。

(1) 利用定員 54名

(2) 居室の数 定員1名の居室 24室

定員2名の居室 16室

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職務内容
(1) 管理者	1名	事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
(2) 生活相談員	1名以上	利用者の処遇に関する計画作成、利用者及びその家族への生活相談、その他自立のための必要な指導及び援助を行う。
(3) 介護職員	1名以上	特定施設サービス計画に基づいて、利用者が自立した日常生活をおくり、居宅復帰できるように支援する。
(4) 看護職員	1名以上	利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
(5) 機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1名以上	利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。
(6) 計画作成担当者	1名以上	利用者の特定施設サービス計画を作成する。

2 職員の員数は、国の配置基準を下回らない職員を配置するものとする。

3 職員の職務、及び事務分掌については、別に定める。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第8条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、管理規程、旅費規程その他関係規程を適用する。

第3章 利用者に対する介護サービスの内容

(特定施設入居者生活介護の内容)

第9条 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行う。

3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上

の世話を適切に行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第10条 管理者は、計画作成担当者に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、入所者の心身能力と環境等を評価して、入居者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことができるよう実態の把握をする。

3 特定施設サービス計画は、利用者・家族の希望、サービス提供に当たる職員との協議を得て、原案を作成する。

4 計画作成担当者は、利用者・家族に対し、特定施設サービス計画の原案を説明し、同意を得るとともに、計画を利用者に交付するものとする。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設職員との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの方針)

第11条 事業所は、次の方針のもとに施設サービスを行う。

(1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。

(2) 利用者の要介護状態の軽減、もしくは、悪化の防止に努める。

(3) 施設サービスは画一化ではなく、個別化するようにする。

(4) サービス提供職員は、常に本人・家族が理解されるよう説明と了解を得るよう努める。

(5) 利用者の生命、身体を保護するため、緊急の場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行わない。

(6) 事業所サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(重要事項の説明、契約等)

第12条 事業所は、利用者及びその家族に対し、施設事業及び前条のサービス内容等を記した重要事項説明書を交付して説明を行うとともに、文書による契約を締結するものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状態に応じて、適切な技術を持って行う。

(機能訓練)

第14条 事業所は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善又は維持のための機能回復訓練に努める。

(健康管理)

第15条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を行う。

(相談・援助)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握

に努め利用者及びその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに、必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

2 事業所は、利用者が日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について、利用者及びその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意の下で、その代行業務を行う。

(家族との連携等)

第18条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用の額)

第19条 利用者が負担する費用は次の通りであるが、具体的な金額については、重要事項説明書に記載し、利用者に説明しなければならない。

ア 介護保険利用料

厚生労働省告示に基づいて算定する介護保険サービス利用料総額から、介護保険法に基づき施設に支払われる保険給付（法定代理受領サービス）の額を差し引いた額を自己負担額とする。ただし、費用徴収対象収入による階層区分により、負担軽減がある。

イ 利用者の個人的な嗜好に基づいて選定され提供する特別な食事その他の費用実費

ウ 理美容代、新聞代等の費用 実費

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意等)

第20条 事業所は、介護保険法第41条第6項に基づく法定代理受領サービスとして介護サービスを提供し、利用者に代わって保険給付の支払いを受ける場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その同意を得ることとする。

2 利用者は、前項の法定代理受領サービスによらない場合は、厚生労働省告示に基づいて算定する介護保険サービス利用料総額を介護保険利用料として支払い、保険給付については、利用者が市町村に請求するものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第21条 利用者は、次のような場合に介護居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。

- (1) 要介護認定の結果、要介護の判定が行われ、利用者が介護居室への入居を希望した場合
- (2) 入居者の心身の状況により、管理者が当該入居者を一時介護室において介護することが必要と判断し、入居者の同意を得た場合
- (3) その他契約書及び重要事項説明書に定める場合

第4章 施設利用に当たっての留意事項

(入所対象者)

第22条 事業所は、要介護の状態及び環境上の理由により、自立して生活することが困難であると認められる者を対象に、その希望によりサービスを提供する。

(入所)

第23条 事業所は、正当な理由なくして、入所を拒んではならない。又、入所の決定については、措置権者の行う入所判定に応じて行うが、必要な場合は、施設の入退所判定委員会の意見を反映し決定する。

(退所)

第24条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知し、退所の決定を行う。

(1) 利用者からの退所の申出があったとき

(2) 利用者が死亡したとき

(3) 利用者が入院し、概ね3ヶ月以内に退院できない者

(4) 利用者が入院加療、継続的治療が必要な者で、施設サービスの提供が困難であるとき

(5) 利用者が居宅において日常生活を営むことが可能なとき

(6) 正当な理由なしにサービスの利用に従わず、要介護状態の程度が増進すると認められる者

(7) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき

(8) 利用負担金を長期にわたり滞納した者

(退所の措置)

第25条 利用者が退所した場合は、家族の同意を得て退所先の介護支援専門員との連携、病院の関係者、さらに市町村に遅滞なく意見を付してその旨を通知する。

(入退所の記録の記載)

第26条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

第5章 利用者の守るべき規律

(外出及び外泊)

第27条 利用者が外出又は外泊しようとする時は、その都度管理者に届け出て、許可を受けなければならない。

(面会)

第28条 外来者が利用者と面会しようとする時は、管理者の許可を受け、管理者の指示に従わなければならない。

(健康保持)

第29条 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第30条 利用者は、身上に関する事項に変更が生じた時は、すみやかに管理者に届出なければならない。

(施設内禁止行為)

第31条 利用者は、事業所内で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のため他人の事由を侵す行為
- (2) 喧嘩、口論、泥酔をし、施設内の静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (3) 寝具の上で喫煙する行為
- (4) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をする行為
- (5) 事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為
- (6) 故意に事業所若しくは備品等に損害を与え、又は、これを施設外に持ち出す行為

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(身体的拘束の禁止)

第32条 施設は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第33条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、施設内で感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 施設は、褥瘡ハイリスク者に対し、褥瘡予防のための必要な措置を講ずるものとする。
(認知症研修等)

第35条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第36条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第37条 管理者は、苦情を迅速かつ適切に対応するための窓口を置く。

2 管理者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 管理者は、利用者からの苦情に対して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導・助言を受けた時は迅速に改善を行う。

(居室の変更)

第38条 事業所は、より適切な特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、視覚障害者施設の特長や受け入れる入居者の状況等から処遇上必要と認められる場合、一の居室の定員を2人とすることができる。事前に利用者又は家族の意思の確認等適切な手続きを行う。

(秘密の保持等)

第39条 事業所職員は、正当な理由なくして、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、個人情報については、別に定める個人情報保護に対する基本方針にそって取り扱うものとする。

(損害賠償)

第40条 事業所は、サービスを提供し事故が発生した場合には、損害賠償を行う。又、利用者が施設・設備等に損害を与えた場合には、原状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(非常災害対策)

第41条 管理者は、非常災害（火災、水害、地震等）に関して具体的計画を立てるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しておくものとする。

2 施設は、非常災害に備え、少なくとも年2回以上避難・救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第42条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計)

第43条 事業所の会計は、他の会計と区別し、会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(記録の整備)

第44条 事業所に、次の帳簿を備え付け、その完結の日から5年間保管する。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 行った具体的な介護の内容等の記録

(3) 身体拘束等記録、苦情内容等記録、事故記録

(協力病院等)

第45条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。

(緊急時の対応)

第46条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(掲示)

第47条 事業所は、施設の見えやすい場所に運営規程の概要、並びに看護職員又は介護職員を他の従事者と明確に区分するための措置として、職員の勤務体制、協力病院及び利用料その他のサービス選択に関する重要事項を掲示する。

(事故発生の防止等)

第48条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、その防止のための指針の整備を行うとともに、対策委員会や職員研修の開催等必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、

当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じる。

3 事故防止委員会を設置するとともに、委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底する

4 事故防止に関する指針を整備

5 事故防止に関する定期的な研修を実施

6 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(重要事項説明書との関係)

第49条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、重要事項説明書で定める。なお、重要事項説明書は、この運営規程を補完するものとして位置付ける。

(その他)

第50条 この規程によるもののほか、疑義・不明な点が生じた時は、養護盲老人ホーム生目幸明荘運営規程を準用する。

(改正)

第51条 この規程を改正する時は、社会福祉法人凌雲堂の理事会・評議員会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。